

きめ細かな少子化対策の推進

第1節 結婚、妊娠・出産、子育ての各段階に応じた支援

1 妊娠・出産

(妊娠から子育てまでの切れ目のない支援体制の構築)

「子育て世代包括支援センター」の整備

2014（平成26）年度において、退院直後の母子の心身のケアや育児サポート等を行う産後ケア事業、妊産婦の相談支援を行う産前・産後サポート事業など妊娠から子育て期までの切れ目のない支援を行うための妊娠・出産包括支援モデル事業を29市町村で実施した。

2015（平成27）年度においては、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対する総合的相談支援を提供する子育て世代包括支援センターの整備を行うとともに、地域の実情に応じて、産後ケア事業や産前・産後サポート事業を実施するなど、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を

提供する体制の構築に向けた取組を推進した。

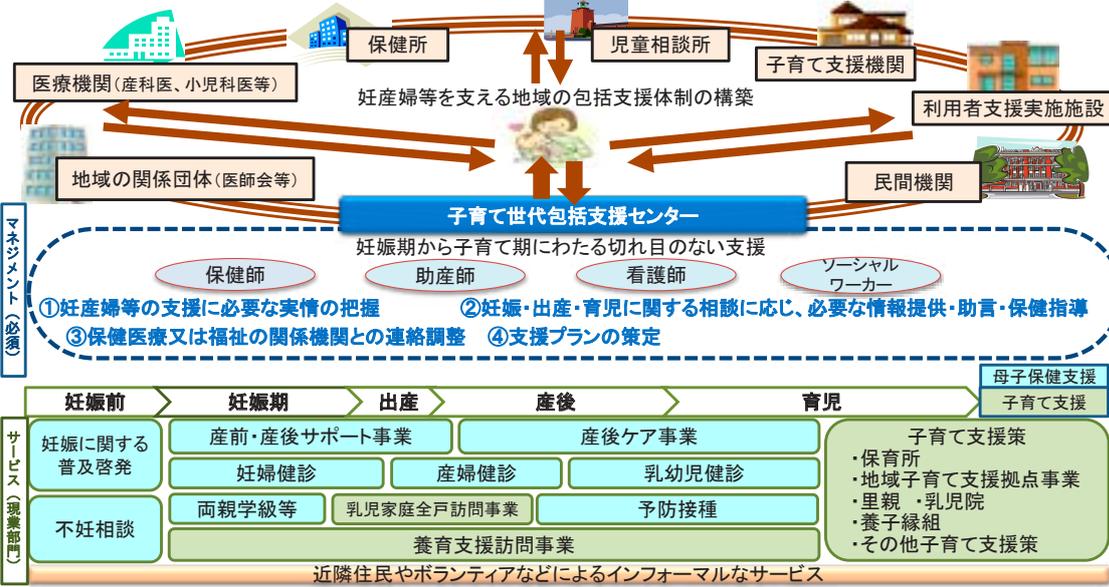
2016（平成28）年度においては、「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第63号）により子育て世代包括支援センターを「母子保健法」（昭和40年法律第141号）に位置づけるとともに、2016年度子ども・子育て支援推進調査研究事業において、子育て世代包括支援センターの業務ガイドライン案作成のための調査研究を行った。子育て世代包括支援センターの実施箇所数は、2016年4月1日時点で720カ所（296市町村）となっている。（第2-2-1図）

産婦健康診査事業の実施

産後うつ予防や新生児への虐待予防等を図る観点から、2017（平成29）年度予算において、産婦健康診査の費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化することとしている。

第2-2-1図 子育て世代包括支援センターの全国展開

- 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援のために、子育て世代包括支援センターに保健師等を配置して、「母子保健サービス」と「子育て支援サービス」を一体的に提供できるよう、きめ細かな相談支援等を行う。
- 母子保健法を改正し子育て世代包括支援センターを法定化(平成29年4月1日施行)(法律上は「母子健康包括支援センター」)。
 > 実施市町村数: 296市区町村(720か所)(平成28年4月1日現在) > おおむね平成32年度末までに全国展開を目指す。



資料：厚生労働省資料

2

子育て

(子育ての経済的負担の緩和・教育費負担の軽減)

児童手当の支給

子育て世帯に対する現金給付については、2012（平成24）年3月に改正された「児童手当法」（昭和46年法律第73号）により、同年4月から以下の内容による児童手当が支給されている。

○支給対象

中学校修了まで（15歳に達した日以後最初の3月31日まで）の児童を養育している方

○支給額（児童1人当たりの月額）

・所得制限未満の場合

3歳未満 一律15,000円

3歳以上小学校修了前 10,000円（第3子以降は15,000円）

中学生 一律10,000円

・所得制限以上の場合

一律5,000円（当分の間の特例給付）

○所得制限

960万円未満（収入ベース）

※夫婦と児童2人の場合

※所得制限は、2012年6月分から適用

○給付総額

約2兆1,985億円（2017（平成29）年度予算ベース）

幼児教育の無償化の段階的实施

幼稚園については、幼稚園に通う園児の保護者に対する経済的負担の軽減や、公私立幼稚園間における保護者負担の格差の是正を図ることを目的として、入園料や保育料を減免する「就園奨励事業」を実施している地方公共団体に対して、文部科学省がその所要経費の一部を補助している。また、子ども・子育て支援新制度における認定こども園、幼稚園、保育所等については、公定価格から保育料を差し引いた額を給付している。2015（平成27）年度は、低所得世帯の保護者負担の軽減を図るため、市町村民税非課税世帯の幼稚園の保育料を月額9,100円から3,000円に引き下げた上、市町村に対する補助を拡充した。2016（平成28）年度は、多子世帯の負担軽減策として幼稚園、保育所等の保育料について、これまで兄弟の年齢が一定範囲にある場合に第2子を半額、第3子以降を無償とする支援を行っていたところ、世帯収入が一定額以下の場合について、兄弟の年齢にかかわらず〈1〉ひとり親世帯等は、第1子が半額、第2子以降は無償、〈2〉〈1〉以外の世帯は、第2子は半額、第3子以降は無償となるよう制度の拡大を行っている。さらに、2017（平成29）年度からは、〈1〉市町村民税非課税世帯の第2子の完全無償化に加え、世帯収入が一定額以下の場合について、〈2〉ひとり親世帯等の負担軽減措置の拡充等を行っている。（第2-2-2図）

第2-2-2図 平成29年度における幼児教育の段階的無償化の推進について

1. 市町村民税非課税世帯の第2子無償化

1号認定子ども:1,500円 2号認定子ども:3,000円 3号認定子ども:4,500円	➡	0円
----------------------------------------------	---	-----------

2. 年収約360万円未満相当世帯の保護者負担軽減

◆ひとり親世帯等の保護者負担の軽減措置を更に拡充する。 ※ひとり親世帯等について、第3階層は第2子以降、第2階層は第1子以降は、既に無償。

○1号認定子どもについて

階層区分	平成27年度 保護者負担額(月額)	平成28年度 保護者負担額(月額)	平成29年度(負担軽減の拡充) 保護者負担額(月額)
第3階層 市町村民税所得割課税世帯 77,100円以下(年収約360万円未満相当)	第1子 15,100円	➡ 7,550円(負担軽減後の半額)	➡ 3,000円

○2・3号認定子どもについて

※下記の保護者負担額は全て3歳以上児の保育標準時間認定の場合

第3階層 市町村民税所得割課税額 48,600円未満(年収約330万円未満相当)	第1子 15,500円	➡ 7,750円(負担軽減後の半額)	➡ 6,000円
第4階層の一部 市町村民税所得割課税額 97,000円未満 (年収約360万円未満相当世帯まで)	第1子 27,000円	➡ 13,500円(基準額表の半額)	➡ 6,000円

◆その他の世帯の保護者負担を以下のとおり軽減する。

○1号認定子どもについて

第3階層 市町村民税所得割課税世帯 77,100円以下 (年収約360万円未満相当)	第1子 16,100円 第2子 8,050円	➡ (同左)	➡ 14,100円 7,050円
-----------------------------------------------------	---------------------------	--------	-----------------------------

資料：内閣府資料

高校生等への修学支援

いわゆる高校授業料無償化制度については、2014（平成26）年度から、低所得世帯の生徒への支援や公私間の教育費格差の是正に充てる財源を捻出するため、受給資格要件として、所得制限（保護者等の市町村民税所得割額が30万4,200円未満（年収910万円程度））を設ける制度に改正した。受給資格要件を満たす者には、年額11万8,800円を就学支援金として支給し、私立高校等に通う生徒の場合は世帯所得に応じて最大2.5倍（年額29万7,000円）まで加算して支給している。また、低所得世帯の授業料以外の教育費負担を軽減するため、2014年度に創設した高校生等奨学給付金制度について、2016（平成28）年度は非課税世帯における給付額の増額を図っている。加えて、「離島高校生修学支援事業」において、高校未設置の離島の高校

生に対する補助を実施している。

高等教育段階における教育費負担軽減策の充実等

意欲と能力のある学生等が、経済的理由により進学等を断念することがないように、安心して学ぶことができる環境を整備することは重要である。このため、日本学生支援機構が実施する大学等奨学金事業について、充実に努めているところである。

2016（平成28）年度予算においては、無利子奨学金の貸与基準を満たす希望者全員への貸与の実現を目指し、無利子奨学金の新規貸与人員を6千人増員し、奨学金の「有利子から無利子へ」の流れを加速している。また、奨学金の返還の負担を軽減するため、返還月額が卒業後の所得に連動する、新たな所得連動返還型奨学金制度を2017（平成29）

第2-2-3図 大学等奨学金事業の充実

給付型奨学金制度の創設

- ✓ 経済的な理由で進学を断念せざるを得ない生徒の進学を後押し
- ✓ 特に経済的に厳しい者(私立自宅外生、児童養護施設退所者等)を対象に29年度から先行実施。本格実施は30年度から。

※ 進学後の学業状況を毎年度確認し、学生の努力を促す仕組みを導入
 ※ (独)日本学生支援機構に基金を造成して制度を安定的に運用

	平成29年度 先行実施	対象 拡大	平成30年度 本格実施
対象	私立自宅外生	児童養護施設退所者等	大学、短期大学、高専(4・5年) 専門学校の学生・生徒 (高校3年次に予約採用)
給付基準	【学力・資質】 十分に満足できる高い学習成績を収めている 【家計】 住民税非課税世帯	【学力・資質】 大学等における学修に意欲があり、進学後に特に優れた学習成績を収める見込み 【家計】 -	【学力・資質】 各高校等が定める基準に基づき推薦(成績基準の目安等はガイドライン [※] を作成) ※以下のいずれかの要件を満たす者から推薦 ①十分に満足できる高い学習成績を収めている ②教科以外の学校活動等で大変優れた成果、教科の学習で概ね満足できる成績を収めている ③社会的養護を必要とする生徒等で、進学後の学修に意欲等があり、進学後に優れた学習成績を収める見込みがある 【家計】 ・住民税非課税世帯
給付月額	4万円	①国公立3万円 ②私立4万円	①国公立(自宅) 2万円 ②国公立(自宅外) 3万円 ③私立(自宅) 3万円 ④私立(自宅外) 4万円

※児童養護施設退所者等には入学金相当額(24万円)を別途給付
 ※国立で授業料減免を受けた場合は減額

資料：文部科学省資料

無利子奨学金の大幅な充実

- ✓ 非課税世帯学生について、成績基準を実質的に撤廃
給付対象者以外の進学者も、無利子奨学金の貸与対象に(約2万人)
- ✓ 貸与基準を満たしているにもかかわらず、貸与を受けられなかった者(残存適格者)を解消
予算上の制約から貸与できなかった者が約2.4万人(H28年度)
- ✓ 卒業後の所得に応じた返還月額を設定できる
所得連動返還型制度を導入 最低返還額は2千円から

予算額・対象規模

<平成29年度所要額(給付型奨学金)>

区分	給付人員	所要額
給付型(先行実施時)	約2800人	15億円 (29年度は基金として70億円を措置)

※ 本格実施後の予算規模(予定) 約220億円

<対象規模(一学年あたり)>

給付型奨学金	無利子奨学金
進学者 2万人【新規】※ (本格実施時)	進学者 15.1万人 (平成28年度10.7万人)

※ 給付型の対象規模は非課税世帯の奨学金受給者4.5万人の半数程度

【給付型奨学金の学校推薦枠の割り振り方法】
各高校等に1人を割り振った上で、残りの枠の数を各高校等の非課税世帯の奨学金貸与者数を基に配分

年度進学者から適用するため、システムの開発・改修を進めるなど、奨学金制度の改善充実を図っている。加えて、2017年度予算からは、給付型奨学金を創設することとしている。(第2-2-3図)

国公立大学においては、全大学で授業料免除制度を整備しており、経済的理由などにより、授業料の納付が困難である者などを対象に、修学継続を可能にし、教育を受ける機会を確保している。また、私立学校においても経済的に修学困難な学生等への授業料減免等の充実を図っている。

(多様な主体による子や孫育てに係る支援)

祖父母等による支援

2015(平成27)年11月26日に一億総活躍

国民会議において取りまとめられた「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策-成長と分配との好循環に向けて-」において、「家族の支え合いにより子育てしやすい環境を整備するため、三世代同居・近居の環境を整備する。」とされ、三世代同居など複数世帯の同居に対応した住宅の整備及びリフォーム工事への補助、リフォーム工事を行った場合の所得税の税額控除の取組を行っている。

UR賃貸住宅においては、一定の要件を満たす子育て世帯等や子育て世帯等との近居を希望する支援世帯に対して、新築賃貸住宅の募集(抽選)時における当選倍率の優遇や、既存賃貸住宅の募集(先着順)時において、新たに入居する世帯の家賃を一定期間割り引く制度を実施しており、2016(平成28)年2月より、子育て世帯等と支援する親族の世帯

がUR賃貸住宅に近居（概ね半径2km以内、またはニュータウンなどの地域では一方の住宅がUR賃貸住宅以外でも可）する場合、新たに入居する世帯（月額所得が25.9万円以下の世帯）の家賃を5年間20%割引する取組を行っている。

（子育てしやすい住宅の整備）

融資、税制を通じた住宅の取得等の支援

良質な持家の取得を促進するため、住宅金融支援機構における証券化支援事業の長期固定金利住宅ローン（フラット35S）により、耐久性・可変性等に優れた住宅に係る金利引下げを行うとともに、2017（平成29）年度から長期固定金利住宅ローン（フラット35子育て支援型）により、子育て支援に積極的な地方公共団体と住宅金融支援機構が連携し、地方公共団体による財政的支援とあわせて金利引下げを行っている。また、住宅ローン減税等の税制措置を講じている。

良質なファミリー向け賃貸住宅の供給促進

子育て世帯等を対象とする公的賃貸住宅の的確な供給や民間賃貸住宅への円滑な入居の支援等の各種施策を一体的に推進し、良質なファミリー向け賃貸住宅の供給を促進している。

地域優良賃貸住宅制度では、賃貸住宅の整備等に要する費用や家賃の低廉化に要する費用に対し、地方公共団体が助成を行う場合、国も支援を行っている（2014（平成26）年度末時点管理実績：約16万戸）。都市再生機構の民間供給支援型賃貸住宅制度では、機構が整備した敷地を民間事業者に定期借地し、民間事業者による良質なファミリー向け賃貸住宅等の建設・供給を支援している（2015（平成27）年度末現在で約1万800戸）。

その他、高齢者等が所有する戸建て住宅等を、広い住宅を必要とする子育て世帯等へ賃貸することを円滑化することへの支援や、子育て世帯等の入居を受け入れることとしてい

る民間賃貸住宅の情報提供等の居住支援を行っている。

さらに、住宅セーフティネット法の改正（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成29年4月19日成立、同年4月26日公布））により、民間賃貸住宅や空き家を活用した住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録制度等を内容とする新たな住宅セーフティネット制度が創設され、2017（平成29）年度予算において、登録住宅の賃貸人に対する改修費助成や入居者負担の軽減等の支援を実施していく。

（小児医療の充実）

小児医療の充実

小児医療については、今後の我が国の社会を担う若い生命を守り育て、また、保護者の育児面における安心の確保を図る観点から、休日・夜間を含め、小児救急患者の受け入れができる体制の整備が重要となっている。

特に小児救急医療については、小児初期救急センター、二次医療圏単位で当番制等により小児救急対応が可能な病院を確保する小児救急医療支援事業、さらに、小児の救命救急医療を担う小児救命救急センターの整備等を支援している。

また、小児の急病時の保護者等の不安解消等のため、小児の保護者等に対し小児科医等が電話で助言等を行う「小児救急電話相談#8000」の整備を進めており、2004（平成16）年度より開始され、2010（平成22）年度より全都道府県で事業展開されている。さらに、小児医療については、近年の累次の診療報酬改定において重点的な評価が行われているところであり、平成28年度診療報酬改定においても、小児かかりつけ診療料の新設により、乳幼児期から学童期まで、継続性のある小児科外来診療を評価するとともに、重症小児等の入院・在宅医療に積極的に取り組んでいる保険医療機関の評価及び連携の充実に